

# **提案条例説明資料**

**令和4年12月**

**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 68 号</b>
2	題名	浜田市個人情報の保護に関する法律施行条例
3	目的・理由	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が改正され、令和 5 年 4 月 1 日からは、本市にも個人情報保護法が直接適用される場所、条例に委任された事項等を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 実施機関 (第 2 条) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長</p> <p>2 開示決定等の期限及び特例 (第 4 条及び第 5 条) ※現行と同じ。 (1) 開示決定期限 開示請求があった日から 14 日以内 (2) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときや、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、これを延長することができる。</p> <p>3 開示請求に係る手数料等 (第 6 条) ※現行と同じ。 (1) 開示請求に係る手数料は、無料 (2) 写しの交付等は、実費徴収</p> <p>4 個人情報の適正な取扱いに係る諮問 (第 9 条) この条例の改正等をしようとする場合で必要があるときは、浜田市情報公開・個人情報保護審査会に専門的な知見に基づく意見を聴くことができる。</p> <p>5 運用状況の公表 (第 10 条) ※現行と同じ。 毎年 1 回、個人情報保護制度の運用状況を公表する。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>2 浜田市個人情報保護条例の廃止 浜田市個人情報保護条例 (旧条例) は、廃止する。</p> <p>3 旧条例の廃止に伴う経過措置</p>

	<p>(1) 旧条例に基づく守秘義務は、従前の例による。</p> <p>(2) 施行日前に受け付けた旧条例に基づく開示請求等に係る開示等については、従前の例による。</p> <p>(3) 施行日前にした行為等に対する罰則については、従前の例による。</p> <p>4 浜田市情報公開条例の一部改正</p> <p>(1) 開示決定等の期限について、個人情報保護法との整合性を図るため、開示請求日を含まない規定方法に変更する。※期限は現行と変更なし。</p> <p>(2) 不開示情報について、個人情報保護法との整合性を図るため、次のとおり変更する。</p> <p>ア 独立行政法人等の職員の職務遂行情報を、公務員と同様に、開示することとする。</p> <p>イ 国の安全が害されるおそれがある情報等を不開示情報として明記する。</p> <p>ウ その他個人情報保護法との整合性を図るための調整</p> <p>5 浜田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置</p> <p>改正後の規定は、施行日以後に受け付けた開示請求について適用し、施行日前に受け付けた開示請求については、従前の例による。</p> <p>6 浜田市印鑑条例の一部改正</p> <p>閲覧に係る規定における浜田市個人情報保護条例（旧条例）の引用を削る。</p> <p>7 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正</p> <p>指定管理者に係る個人情報の取扱いの規定について、個人情報保護法の引用に変更する。</p>
--	--

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 69 号</b>
2	題名	浜田市情報公開・個人情報保護審査会条例
3	目的・理由	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が改正され、現行の個人情報保護審査会等について見直すこととなることに伴い、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会等を統合し、「浜田市情報公開・個人情報保護審査会」として設置するため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 設置 (第 2 条)</p> <p>次に掲げる事務を行うため、「浜田市情報公開・個人情報保護審査会」を置く。</p> <p>(1) 浜田市情報公開条例又は個人情報保護法の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) 個人情報の適正な取扱いに係る諮問に応じ調査審議すること。</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書に関し調査審議すること。</p> <p>2 委員 (第 3 条)</p> <p>(1) 委員の人数 5 人以内</p> <p>(2) 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(3) 任期 2 年</p> <p>(4) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない(その職を退いた後も同様)。</p> <p>(5) 委員は、在任中、政党等の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>3 審査会の調査権限等 (第 7 条及び第 10 条)</p> <p>(1) 審査会は、市に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。</p> <p>(2) 審査会は、審査請求人、市等に対し、意見書又は資料の提出を求めることや、調査をすることができる。</p>

		<p>(3) 審査会は、意見書又は資料の提出があったときは、その提出者の意見を聴き、他の審査請求人等に対し送付するものとする。</p> <p>4 調査審議手続等の非公開（第 11 条） 会議及び調査審議の手続は、一部の事務に係るものを除き、公開しない。</p> <p>5 庶務担当課（第 15 条） 総務課</p> <p>6 罰則（第 17 条） 職務上知り得た秘密を漏らした委員は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>2 委員の委嘱及び任期の特例</p> <p>(1) 現行の情報公開審査会の委員は、引き続いて浜田市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなす。</p> <p>(2) 当該引き続いて委嘱される委員の任期は、令和 5 年 9 月 30 日までの間（現任期の残任期間）とする。</p> <p>3 浜田市情報公開条例の一部改正 現行の情報公開審査会に関する規定を削り、審査請求に係る諮問先を浜田市情報公開・個人情報保護審査会とする。</p> <p>4 現行の情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会との廃止に伴う経過措置</p> <p>(1) 現行のこれらの審査会等に対してされた諮問又は審査会等において調査審議中の案件は、浜田市情報公開・個人情報保護審査会が引き継ぐ。</p> <p>(2) 現行のこれらの審査会等の委員に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務は、従前の例による。</p> <p>(3) 当該義務に係る罰則については、従前の例による。</p> <p>5 浜田市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 委員の報酬 日額 6,000 円</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 70 号</b>
2	題名	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
3	目的・理由	地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年を段階的に引き上げる等の制度改正に併せ、地方公務員法の一部改正により、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢（役職定年）による降任等及び定年前再任用短時間勤務制度等が設けられたことから、定年の段階的引上げに関して整備が必要となる条例について、一括で所要の改正等を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 職員の定年の引上げ</p> <p>ア 職員の定年を 65 歳（医師は 70 歳）とする。</p> <p>イ 定年は、令和 5 年度から令和 13 年度までにかけて、段階的に 2 年で 1 歳引き上げる。</p> <p>(2) 役職定年制度の導入</p> <p>ア 役職定年の対象となる管理監督職を、管理職手当の支給を受ける職とする。</p> <p>イ 役職定年年齢を 60 歳とする（医師を除く。）。</p> <p>ウ 役職定年の特例について定める。</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務制度の導入</p> <p>ア 60 歳に達した日以後、引上げ後の定年前に退職をした者を短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>イ 現行の再任用職員制度は、廃止する。</p> <p>(4) 暫定再任用制度</p> <p>定年が段階的に引き上げられる経過期間において、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を定める。</p> <p>(5) 情報提供・意思確認制度</p> <p>60 歳に達する職員に対し、60 歳以後の任用及び給与</p>

		<p>等の情報を提供し、当該職員の60歳以後の勤務の意思確認を行うことを定める。</p> <p>(6) 60歳に達した職員の給与 60歳に達した職員の給料月額は、当分の間、60歳到達前の給料月額の7割水準とする。</p> <p>(7) その他地方公務員法の一部改正に伴う引用条項等の整理</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (3) 浜田市職員の定年等に関する条例 (4) 浜田市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例 (5) 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (6) 浜田市職員の育児休業等に関する条例 (7) 浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (8) 浜田市職員の給与の支給に関する条例 (9) 浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例 (10) 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 廃止する条例</p> <p>浜田市職員の再任用に関する条例</p>
5	施行期日等	令和5年4月1日（令和4年度に行う情報提供・意思確認に係る経過措置の規定は、公布の日）

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第71号</b>
2	題名	浜田市職員の高齢者部分休業に関する条例
3	目的・理由	地方公務員法の一部改正等により職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の勤務環境を整備するため、公務の運営に支障がない場合において、定年退職前の職員が加齢による心身及び家庭の事情並びに公務外活動等のために勤務時間の一部を休業することができる制度を導入するため、条例を制定するものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者部分休業を取得することができる時間(第2条) 1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内</li> <li>2 高齢者部分休業を取得することができる職員(第2条) 55歳以上の職員</li> <li>3 高齢者部分休業取得中の給与(第3条) 高齢者部分休業を取得し、勤務をしない間は、給与を減額する。</li> </ol>
5	施行期日等	令和5年4月1日

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	<b>議案第72号</b>																		
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例																		
3	目的・理由	「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」(国土交通省令)及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」(国土交通省令)の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請単位が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。																		
4	概要	<p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請単位等の変更(別表第9及び別表第10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 建築物全体</td> <td>(1) 建築物全体</td> </tr> <tr> <td>(2) 住戸の部分のみ</td> <td>(2) 複合建築物の住宅部分</td> </tr> <tr> <td>(3) 建築物全体及び住戸の部分</td> <td>(3) 複合建築物の非住宅部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手数料の額の変更あり。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請単位の変更(別表第17及び別表第18)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 建築物全体</td> <td>(1) 建築物全体</td> </tr> <tr> <td>(2) 建築物全体(他の建築物)</td> <td>(2) 建築物全体(他の建築物)</td> </tr> <tr> <td>(3) 建築物の一部(住戸の部分)</td> <td>(3) 複合建築物の住宅部分</td> </tr> <tr> <td>(4) 建築物の一部(非住宅部分)</td> <td>(4) 複合建築物の非住宅部分</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(1) 建築物全体	(1) 建築物全体	(2) 住戸の部分のみ	(2) 複合建築物の住宅部分	(3) 建築物全体及び住戸の部分	(3) 複合建築物の非住宅部分	改正前	改正後	(1) 建築物全体	(1) 建築物全体	(2) 建築物全体(他の建築物)	(2) 建築物全体(他の建築物)	(3) 建築物の一部(住戸の部分)	(3) 複合建築物の住宅部分	(4) 建築物の一部(非住宅部分)	(4) 複合建築物の非住宅部分
改正前	改正後																			
(1) 建築物全体	(1) 建築物全体																			
(2) 住戸の部分のみ	(2) 複合建築物の住宅部分																			
(3) 建築物全体及び住戸の部分	(3) 複合建築物の非住宅部分																			
改正前	改正後																			
(1) 建築物全体	(1) 建築物全体																			
(2) 建築物全体(他の建築物)	(2) 建築物全体(他の建築物)																			
(3) 建築物の一部(住戸の部分)	(3) 複合建築物の住宅部分																			
(4) 建築物の一部(非住宅部分)	(4) 複合建築物の非住宅部分																			
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 経過措置</p> <p>改正後の条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前の例による。</p>																		
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。																		

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第73号</b>
2	題名	浜田市三隅デイサービスセンター条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市三隅デイサービスセンターを用途廃止することに伴い、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市三隅デイサービスセンター条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市三隅デイサービスセンター (2) 位置 浜田市三隅町向野田 1880 番地 3
5	施行期日等	令和5年4月1日
6	備考	用途廃止後は、民間事業者へ無償譲渡する予定です。

# 提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	<b>議案第74号</b>
2	題名	浜田市美又温泉会館条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市美又温泉会館を用途廃止することに伴い、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市美又温泉会館条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市美又温泉会館 (2) 位置 浜田市金城町追原6番地1
5	施行期日等	令和5年4月1日
6	備考	用途廃止後は、地元住民へ無償譲渡する予定です。

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	<b>議案第75号</b>
2	題名	弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例を廃止する条例
3	目的・理由	この条例に基づき利子助成を行う者の全ての償還が完了したことから、条例を廃止するものです。
4	概要	弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例は、廃止する。
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>弥栄村定住化推進事業審査委員会委員の報酬の規定を削る。</p>